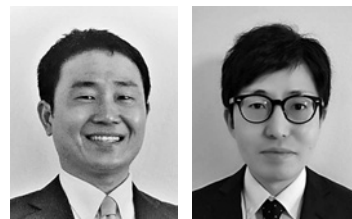


ASEAN 地域における知財協力の現状について



特許庁総務部国際協力課

岡本 正紀, 新田 亮, 番井 進

要 約

ASEAN 諸国は我が国にとって重要な貿易相手国であり、日本企業の有望な海外進出先として注目を集めているほか、日本からの知財の出願等も多い地域です。ASEAN 諸国において知財を適切に保護・活用できる環境を整備するため、日本特許庁（JPO）は 1990 年代より様々な国際協力を積極的に行ってまいりました。本稿では、ASEAN 諸国の概況と課題を説明するとともに、課題を解決するために JPO が行っている最近の取組について、現地駐在員の声も交えつつ紹介します。

目次

1. ASEAN 全体の概況と課題
 1. 1 概況
 1. 2 課題
 1. 3 ASEAN の課題に対する JPO の取組
2. 多国間の取組
 2. 1 日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた協力
 - (1) 日 ASEAN 特許専門家会合
 - (2) ERIA を通じた調査研究
 - (3) 途上国向け知財研修（JPO-IPR 研修）
 2. 2 その他の多国間の取組
 - (1) WIPO ジャパンファンド
 - (2) ASEAN IP Academy
3. ASEAN 各国の概況と二国間の取組
 3. 1 タイ
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 3. 2 ベトナム
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 - 1) 審査体制の整備・強化
 - 2) 模倣品対策
 3. 3 シンガポール
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 3. 4 インドネシア
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 3. 5 マレーシア
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 3. 6 フィリピン
 - (1) 概況
 - (2) JPO の取組
 3. 7 その他
4. 最後に

1. ASEAN 全体の概況と課題

1. 1 概況

我が国の輸出額に占める ASEAN 諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの 10 カ国、図 1 参照）の割合は、中国、米国に次いで大きく、ASEAN 諸国は、我が国にとって重要な貿易相手国となっています（図 2 左）。また、有望事業展開先国としても、近年は特に注目されており（図 2 右）、ASEAN 諸国に現地法人を置く日本の企業も増加傾向にあります⁽¹⁾。そのため、ASEAN 諸国において知財を適切に保護・活用できる環境を整備することが求められています。



図1 ASEANの地図⁽²⁾

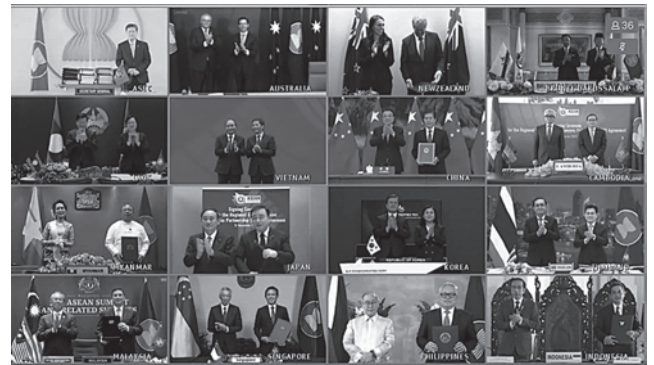


写真1 RCEP 署名式の様子⁽⁵⁾

2015年11月に開催された第27回ASEANサミットでは、ASEAN知財権アクションプラン2016-2025が採択されました⁽⁶⁾。当該アクションプランでは、1) 知財庁の強化とASEAN地域における知財インフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備、2) 地域的知財プラットフォームとインフラの整備、3) ASEAN知財エコシステムの拡大、4) 資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化、を柱とし、各々の観点で複数の小項目が目標に掲げられています。2021年6月に中間レビューが行われ、アクションプランの内容が一部修正されました。このように、ASEAN各国が連携することで、当該アクションプランの実現に向けた取組が精力的に進められています。

また、後述するように、知財戦略を国家レベルで打ち出している国も多く、これらの実現に向けた取組の成果も、今後期待されるところです。

1.2 課題

一方、各国の経済成長も相まって、国内外からの知財の出願件数は増加傾向にあり(図3)、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差、不透明な運用)が顕著な課題となりつつあります。この点、日本企業からも多くの改善要望が挙がっています。また、オンライン上も含めた模倣品の蔓延や、知財情報(例えば、特許査定後の権利範囲)の入手が困

	2009年(a)	2019年(b)	増加率(b/a)
ベトナム	2,890件	7,520件	2.60倍
インドネシア	4,518件	11,481件	2.54倍
シンガポール	8,736件	14,136件	1.62倍
タイ	5,857件	8,172件	1.40倍
マレーシア	5,737件	7,551件	1.32倍
フィリピン	3,393件	4,380件	1.29倍

図3 ASEAN主要国における特許出願の状況⁽⁷⁾

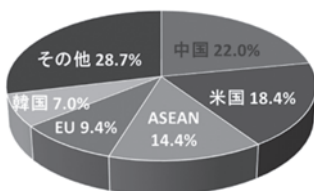


図2 左：日本からの輸出(2020年)⁽³⁾、右：中期的有望事業展開先(2021年)⁽⁴⁾

順位	国・地域名
1	中国
2	インド
3	米国
4	ベトナム
5	タイ
6	インドネシア
7	フィリピン
8	メキシコ
9	マレーシア
10	台湾

知財分野において、我が国とASEANとの協力の歴史は古く、1990年代より、日本特許庁(JPO)からの研修提供や、国際協力機構(JICA)の専門家派遣等を通じた協力を行ってきました。

従前は、知財の法制度や電子化の整備が充分ではない国も多く存在しましたが、我が国からの協力等により、知財を適切に保護する基盤が徐々に構築されつつあります。知財の国際条約への加盟も進んでおり、2022年1月時点で、ミャンマーを除く9カ国が特許協力条約(PCT)と商標のマドリッド協定に加盟済となりました。意匠のハーグ協定ジュネーブアクトも4カ国(シンガポール、ブルネイ、カンボジア、ベトナム)が加盟済となっています。

また、2020年11月には、ASEANを含む地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が合意に至り、2022年1月に発効しました。この協定には、世界貿易機関(WTO)のTRIPS協定を上回るレベルの知財関連の規律が多数含まれています。

さらに、近年はASEAN自身でも、知財制度の更なる発展を目指した取組を進めています。例えば、

難である点も、大きな課題となっています。

1. 3 ASEAN の課題に対する JPO の取組

ASEAN 各国が抱えている知財の課題に対して、JPO は多国間と二国間の両面から協力を推進しています。JPO は、世界知的所有権機関（WIPO）や東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）、JICA、日本貿易振興機構（JETRO）と連携しつつ、日 ASEAN 特許庁長官会合を核とした協力を行っています（図4）。

日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた協力を推進することは、日 ASEAN 首脳サミットの議長声明の中でも確認されています（例えば、2021 年 10 月に開催された日 ASEAN 首脳サミット議長声明パラ 15 参照）⁽⁸⁾。

これらの協力は、ASEAN 地域への更なる海外投資を促しイノベーションの促進に資することから、現地に進出する日本企業だけでなく、ASEAN 各国からも大いに期待されています。特に ASEAN 地域への日本企業の進出は目覚ましく、知財の出願件数等も多いことから、日本企業の声を反映した協力を行うことは、ASEAN 各国の知財関係機関にとってもメリットがあるといえます。

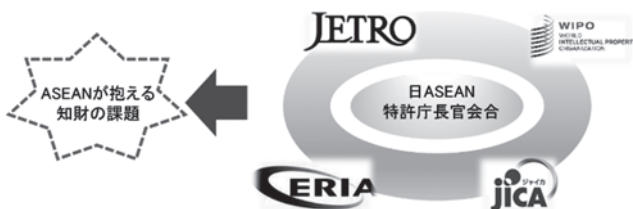


図4 ASEAN の課題に対する日本の協力体制

以下、2. では多国間の取組の概要について紹介し、3. で二国間の取組について紹介させていただきます。さらに、JPO から ASEAN 地域に駐在している職員の声もコラム形式でお伝えいたします。

2. 多国間の取組

2. 1 日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた協力

JPO は、2012 年から毎年、ASEAN 各国知財庁との間で日 ASEAN 特許庁長官会合を開催しています。本会合は、ASEAN 各国における知財制度の透明化及び効率化、ユーザによる知財制度の活用を促進するために協議を行う枠組みとなっており、毎年、日 ASEAN 知財アクションプランを策定することで、取組を進めています。



写真2 日 ASEAN 特許庁長官会合の様子

(1) 日 ASEAN 特許専門家会合

2020 年 7 月に開催された日 ASEAN 特許庁長官会合では、日 ASEAN 特許専門家会合の立ち上げを含む、日 ASEAN 知財アクションプラン 2020-2021 が合意されました⁽⁹⁾。

五庁（日米欧中韓）等の会議体と異なり、従前の日 ASEAN の枠組みでは、実務者級の会合が存在しておらず、知財の実体的なプロジェクトを前に進める環境が十分に整備されているとはいえませんでした。そこで、長官会合からの指示を受けて調査検討を行い、その成果を長官会合に報告して各国知財庁の施策に反映することを目的とした日 ASEAN 特許専門家会合が設けられることになりました。

2020 年 10 月には、第 1 回日 ASEAN 特許専門家会合が開催されました⁽¹⁰⁾。本会合では、JPO における AI 関連発明の判断事例に基づき、各国の審査実務を踏まえた活発な議論が行われました。また、特許の出願書類の翻訳の問題についても認識が共有されました。2021 年 9 月には第 2 回目の特許専門家会合が開催され、同様の議題について更なる議論が行われました⁽¹¹⁾。

この専門家会合での議論を通じて、ASEAN 各国における AI 関連発明の特許審査の運用や誤訳問題の対応について相互理解や調和が進むとともに、制度や基準の整備が促されることが期待されています。



写真3 第1回日 ASEAN 特許専門家会合の様子

(2) ERIA を通じた調査研究

日 ASEAN 知財アクションプランの中には、ERIA による調査研究も含まれています。例えば、2019 年

度と 2020 年度のアクションプランでは、ASEAN 各国における AI 関連発明の特許審査運用に関する調査が含まれました。本調査は、JPO の審査ハンドブックに掲載された AI 関連発明の事例を ASEAN 各国の法規等に沿って判断した場合、どのような審査結果となるのかを分析する調査です⁽¹²⁾。

調査結果は、上述の日 ASEAN 特許専門家会合の議論の基礎情報としても利用されています。また、本調査研究は、2021 年度のアクションプランにも掲載されており、前年度までの調査で用いた審査事例とは異なる事例を用いることで、2021 年度以降も調査が継続して行われています⁽¹³⁾。

他にも 2021 年度のアクションプランには、ASEAN におけるイノベーションの促進に向けて、特許情報の活用の現状と課題に関する調査研究を実施することが盛り込まれています。

(3) 途上国向け知財研修 (JPO-IPR 研修)

JPO は、途上国において知財制度を担う人材の育成を通じて、知財制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、途上国向け知財研修 (JPO-IPR 研修) を提供・実施しています。

また、研修の提供に加え、研修成果の維持・アップデート、研修生相互の人的ネットワークの構築を図るため、各国向けのフォローアップセミナーを開催しています。

1996 年に開始した本事業を通じて、2021 年 3 月までの 25 年間に、ASEAN10 カ国からの修了生の数は延べ約 4,300 名に上ります。タイ、インドネシア、フィリピンにおいては同窓会 (Intellectual Property Alumni Association) も設立され、修了生の中には、母国において知財制度の基盤の中核を担う人材も多数含まれています。

当該研修プログラムの一部も、前述の日 ASEAN 知財アクションプランに含まれています。

2. 2 その他の多国間の取組

(1) WIPO ジャパンファンド

我が国は 1987 年から WIPO に対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global) が設置されています。創設当時、

アジア太平洋地域を支援対象としていましたが、2008 年にはアフリカファンドを創設し、さらに 2019 年にはこれらを統合の上、支援対象の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新されました。

ASEAN 地域に対しては、知財活用環境整備プロジェクトを通じて、各国における産学連携の体制づくりや、大学や研究機関が保有する知財の技術移転が円滑に進むよう支援を行っているほか、長期フェローシッププログラムとして日本の大学への研究生の受け入れ、各国における情報化支援 (電子化支援、オンラインサービスの導入・活用に関するワークショップ) など様々な支援を実施しています。

(2) ASEAN IP Academy

ASEAN IP Academy は 1. 1 に記載の ASEAN 知財権アクションプラン 2016-2025 に盛り込まれているプロジェクトの 1 つであり、ASEAN 地域の知財関係者に研修を提供し、能力開発の促進を図ることを目的とするものです。

当該 Academy は、2021 年 9 月にオンライン上で開設されました。当該 Academy が提供する最初の研修には JPO の講師育成プログラムが採用され、ASEAN の各知財庁で講師を務める予定の職員が研修生として参加しました⁽¹⁴⁾。

JPO は、このような研修機関への関与を通じて、今後も ASEAN 知財の人材育成に貢献していく予定です。



写真 4 ASEAN IP Academy の様子

3. ASEAN 各国の概況と二国間の取組

ここでは、ASEAN 諸国のうち、日本からの出願が多い、タイ、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、及びフィリピンの概況や JPO の最近の取組について紹介します。

3. 1 タイ

(1) 概況

日本からの出願も多い(図5) タイでは、現在、特許法の改正案が検討されています⁽¹⁵⁾。改正案には、日本企業にとって興味深い項目も多数含まれています。例えば、現行法において、特許の審査請求は出願公開の後に行う必要があるところ、改正案では、出願日から請求することが可能となっています。他にも、部分意匠・関連意匠制度の導入や、意匠権の権利期間延長(10年を15年にする)といった内容が改正案には盛り込まれています。

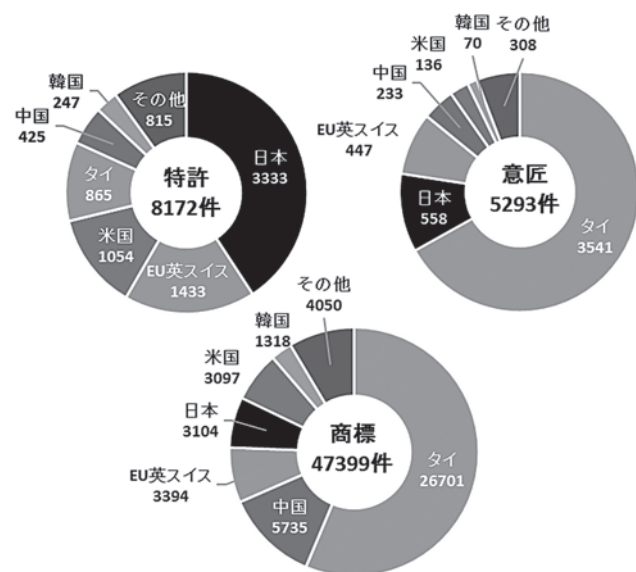


図5 タイにおける出願状況(出願人国籍別)⁽¹⁶⁾

また、2021年1月、タイ知財局(DIP)はECサイトおよび知財の権利者との三者で覚書(MOU)を締結しました⁽¹⁷⁾。このMOUにより、DIPがオンライン上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行う仕組みが確立されました⁽¹⁸⁾。

さらに、2021年4月には、商標のファストトラック制度の導入が発表されました⁽¹⁹⁾。所定の要件⁽²⁰⁾を満たす出願は、自動的に本制度の対象となり、出願から6ヶ月で最初の審査結果が通知されます。

このように、知財制度の発展に向けて各種取組を進めているタイですが、後述するように、特許審査の遅延が深刻な問題となっています。

(2) JPOの取組

タイは審査遅延問題が深刻な国の一つです。2015年時点の特許出願から権利化までの平均期間は約10年となっており、ASEAN加盟国の中で最長でした。

権利化までに時間を要していた理由の一つは、特許

審査官不足でした。そこで、DIPは、2016年からの3年計画に基づき特許審査官の大幅増員を敢行し、2015年には20~30名程度であった特許審査官数を、2020年には約100名にまで増やしました。

JPOは、DIPが実施する新人特許審査官向けの研修に講師を派遣し、新人特許審査官の育成に協力することで、DIPによる特許審査官増員を支援してきました。特許審査官が大幅に増員された結果、DIPから発出されるオフィスアクションの件数は大きく増加しており、2019年時点の特許出願から権利化までの平均期間は約8年まで短縮されました(図6)。

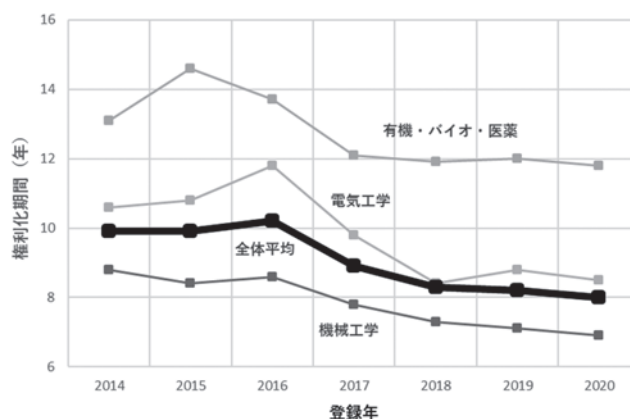


図6 タイにおける特許権利化期間の推移

前述の法改正が実現すれば、出願後直ちに審査請求をすることが可能となるため、出願から権利化までの平均期間が更に短縮される可能性があります。

JPOは、2019年以降もDIPの特許審査官を対象とした特定技術分野の審査手法に関する研修を継続して行っています。2019年は医療とAI分野、2020年は自動車分野、2021年は化学、電気及びセメント分野の審査手法に関する研修を実施しました。

3. 2 ベトナム

(1) 概況

日本からの出願も多い(図7) ベトナムでは、2019年8月に国家レベルでの知財戦略が策定されました⁽²¹⁾。当該戦略の中では、1) 2030年までにベトナムが知財権の創設・保護及び活用に関してASEANの筆頭国となること、2) 社会及び産業界の要望を受け、迅速、透明かつ公正な知財権の保護システムを作り上げること、3) 知財権の執行をより改善し、知財権侵害を減少させること、4) 新たな知財権の創設を促進させ、Global Innovation Index⁽²²⁾におけるベトナムの地位を向上させること等が目標に掲げられています。

現地駐在の声（JETRO バンコク知財部 渡邊部長，佐々木副部長）

JETRO バンコク知財部の渡邊・佐々木です。この場をお借りして、タイの様子をお伝えします。

2020年3月頃から新型コロナウイルスが世界中に広がりを見せる中、タイにおいても同年同月に政府より非常事態宣言が発令され、夜間の外出禁止等の種々の行動規制が始まりました。

タイの行動規制は、厳しい強制力が伴うもので、日本の緊急事態宣言とは少し性質が異なります。この宣言は、状況に応じて見直しを行うため、各2週間～1カ月の効力を有するものですが、結局、2020年3月から現在（2021年11月執筆時点）まで毎月延長され、未だに一定の行動制限が続いています。

コロナ禍においては、タイへ入国するのに種々の書類を準備して、在日大使館の事前承認を経る複雑な手続きがあり、入国後も政府認定の宿泊施設で2週間の強制隔離が必要であり、かつての気軽に行ける観光立国タイではなくなりました。一時はスーパーと銀行以外のほぼ全ての施設が閉鎖され、経済が壊滅的な影響を受けているのが目に見えてわかる中で、少々やりすぎではないかと感じましたが、タイ人と話をしていると、種々の制限は当然という感じで、ウイルスに対して非常に敏感で、恐怖心が我々の感覚よりも極めて高い印象を受けています。

一方で、こうした厳しい政策により、当初は他国に比べ感染抑制に成功していたタイですが、インドでデルタ株が流行し始めた2021年6月頃から感染者数が急増してしまい、一日の感染者数が2万人を超える日々が数カ月続きました。

夏頃までは政府もワクチンの確保に苦しみ、接種できたとしても中国製ワクチン又はアストラゼネカの2択で、日本で認可されている mRNA ワクチンは、現在でも入手困難ですが、最近になってようやく多くの地域でワクチン接種率が7割を超え、感染者数もピークアウトしつつあります。

そして、ついに11月1日より、特定の国に対して、一定要件の下、隔離制限無しでタイへ入国できる政策が開始されました。タイでは、根回しという文化があまりないのか、政府の発表後に内容が頻繁に変更されるため、開国のニュースが出て半信半疑でしたが、当初は10か国程に対して開国するという噂が、蓋を開けると日本を含む現63か国にまで広がり、いよいよウィズコロナの段階にタイも移ってきました。徐々に街の活気も取り戻しつつあり、一時は難しかった面会の機会等も増えてきて、明るい兆しが見えてきました。引き続き健康に留意しつつ、現地での任務にあたりたいと思います。



JETRO バンコク知財部（左から加藤知財専門家，佐々木副部長，渡邊部長）

また、現在、ベトナムでは、特許・商標・意匠の領域において法改正作業が進められており⁽²³⁾、特許については、秘密特許に関する規定の追加、意匠については、部分意匠や公開遅延に関する規定の追加、商標については、音の商標に関する規定の追加などが検討されています。

このように、国全体として知財制度の整備に取り組んでいるベトナムですが、後述するように、特許審査体制の整備・強化や、模倣品への対応が喫緊の課題となっています。

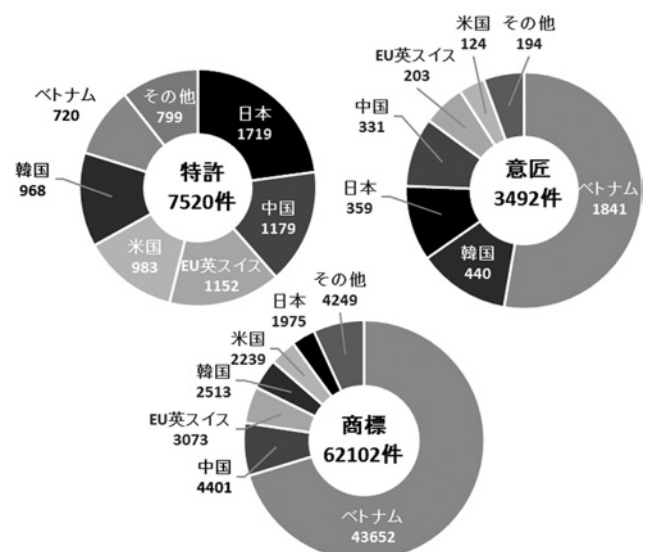


図7 ベトナムにおける出願状況（出願人国籍別）⁽²⁴⁾

現地駐在の声（ベトナム国家知財庁 西本専門家）

現在ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）に JICA 専門家として派遣されております西本浩司と申します。私が携わっている工業所有権審査能力強化プロジェクトについて紹介いたします。

＜工業所有権審査能力強化プロジェクト＞

出願件数急増により、ベトナムでは特許権成立までに約5年を要しており、審査期間短縮が望まれています。また、国内の技術力の向上に伴い、国内出願も急増しており、適切な権利保護も一層期待されています。

この課題を解決するために、当プロジェクトでは大きく以下の「3つの活動」を実施しております。

(1) まずは「審査基準の改訂」です。現行基準（2010年版）を改訂することにより先進技術の審査や現行法規への適合性、審査官の知見共有を通じた審査結果の統一性を目指しています。また、審査基準の英語版を公表することで、海外ユーザの権利取得予見性を高め、投資を促し経済の発展に寄与することも目指しています。

(2) 次に、「品質管理文書」の作成です。発明の適切な権利保護には「質」の高い権利設定が不可欠ですが、ベトナム国家知財庁では品質管理体制の構築が十分ではありません。品質管理文書を整備することにより審査結果の信頼性を高め、審査の「質」の向上を目指しています。

(3) 最後に「審査官研修」の実施です。AI, IoT 関連発明等の技術研修や OJT 研修といった審査実務関連の研修を実施し、審査官個々の能力向上させることで、特許審査期間の短縮や質の高い審査の実現を目指しています。

活動は一朝一夕にはいかず地道な取組みが必要不可欠です。温かいご支援を賜りましたら幸いです。



西本専門家と IP Vietnam 職員

(2) JPO の取組

1) 審査体制の整備・強化

ベトナムでは、国内外からの特許出願件数が急増しています（図3参照）。そのため、審査結果に対する品質を維持しつつ、迅速に審査を行う体制を構築することが大きな課題となっています。

この課題の解決に向けて、JPO は、ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）の特許審査官を対象とした特定技術分野の審査手法に関する研修を行っています。2020年は化学と電気分野、2021年はAI分野の審査手法に関する研修を実施しました⁽²⁵⁾。この他、新人特許審査官向けの研修も実施しています。

また、JICA の技術協力プロジェクトの下、JPO の特許審査官を専門家という形で IP Vietnam に派遣しています⁽²⁶⁾。このプロジェクトでは、審査基準の改定や、品質管理文書の作成を中心とした活動が進められています。

2) 模倣品対策

ベトナムでは、国境を接する中国から多くの模倣品が流入していると言われており、ベトナム全土で模倣

品が流通している状況です。ベトナムでは、模倣品対策に関する協力の一環として、日本政府の協力の下、模倣品真贋判定セミナー等の事業が行われてきました。

2021年4月には、JPO とベトナム市場管理総局（VDMS）との間で、知財権の保護及び執行における協力に関する覚書が締結されました⁽²⁷⁾。この覚書で合意された協力事項としては、模倣品真贋判定セミナーやトレーニングの共同開催、ベトナムにおける市場関係者への反模倣品啓発活動の協力等が挙げられます。

JPO がベトナム政府との間で模倣品対策に関する協力覚書を締結するのは本件が初めてとなります。今後、ベトナムにおける模倣品取締りの更なる強化が期待されます。

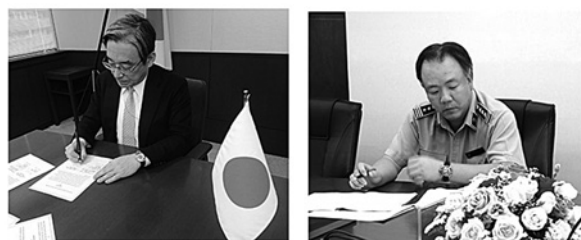


写真5 VDMS との覚書締結

3. 3 シンガポール

(1) 概況

日本からの出願も多い（図8）シンガポールでは、既に先進国と比較して遜色のないレベルの制度や運用体制が構築されつつあります。2021年4月には知財戦略2030が公表され⁽²⁸⁾、更なる発展が期待されているところです。

当該知財戦略2030の中では、2013年に公表された知財ハブ構想を強化するために、(1)投資家やイノベーターの信頼を得るべく、AI、ビッグデータなどの新興分野の施策を絶えず見直し、世界クラスの知財(IP)及び無体財産(Intangible Assets, IA)制度を確立すること、(2)ASPEC(ASEAN Patent Examination Co-operation)⁽²⁹⁾等のシステムを通じて、シンガポールをASEANと世界をつなぐ拠点として機能させること、(3)シンガポールを紛争解決の中心とすること、等が掲げられています。その他、次世代出願システムの構築、知財サービスの提供を仲介するオンラインプラットフォームの導入、知財評価の標準化を目指した国際的議論の主導、知財管理の標準化、といった項目も含まれています。

このように、シンガポールは、知財の先進的な取組を独自に進めており、他のASEAN諸国とは状況が異なります。JPOは、後述するように、シンガポール知財庁(IPOS)が主催するイベントへの参加を通じて、同庁とともに知財制度の重要性を発信し、アジアの、そして、世界の知財制度の発展に向けた貢献を行っています。

(2) JPOの取組

シンガポール知財庁は、2012年以降、IP Weekという知財に関する国際的なイベントを開催しています。2021年8月に実施されたIP Week 2021では、世界50カ国から1万人以上の知財関係者が参加するなど、知財の一大イベントになっています。

JPOは、例年、このIP Weekに2つの形で貢献しています。1つは、各国知財庁の長官が登壇するKey Note IP Leaders Panelへの参加です。2021年のIP Weekでは、“Charting our Future: Emerging Stronger through Innovation and IP”（未来を描く：イノベーションと知財を通じた成長）をテーマに、JPO森長官の他、WIPOタン事務局長、IPOSリー長官、中国国家知識産権局(CNIPA)シェン局長、フィリピン知財庁(IPOPHL)バルバ長官、国際商標協会(INTA)アセド事務局長が登壇しました。JPO森長官からは、“What can IPOs do to boost enterprise growth?”（知財庁は企業の成長を後押しするために何ができるのか）との題で、企業の成長をサポートするためのJPOの取組を紹介しました⁽³¹⁾。



写真6 IP Week 2021 Key Note IP Leaders Panelの様子

IP WeekへのJPOのもう1つの貢献が、ジャパンセッションの開催です。2021年には、“IP-Driven Development of “Green Niche”: To be a Trendy Entrepreneur for Green Investors”（知財を活用した「グリーン・ニッチ」な領域の開拓：グリーン投資家のための時流に乗ったアントレプレナーになるために）というテーマの下、環境分野における知財の活用を目的としたセッションをJETROと共催で開催しました。環境技術を有する日本企業その他、ファンドマネージャや大学教員、技術移転機関の関係者によるパネルディスカッションが行われ、活発な意見交換が行われました⁽³²⁾。

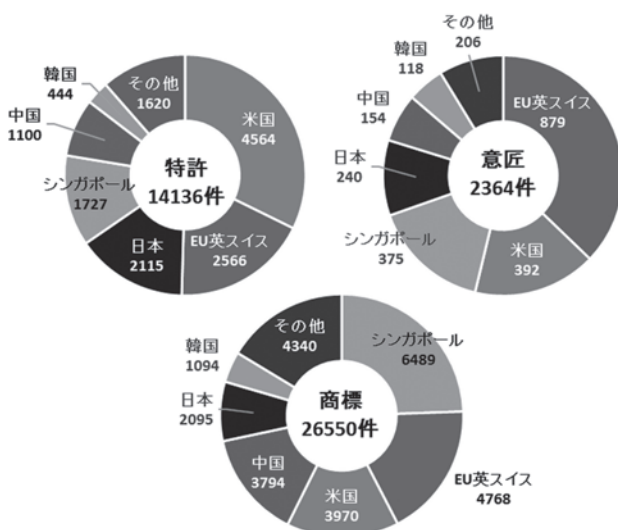


図8 シンガポールにおける出願状況（出願人国籍別）⁽³⁰⁾

現地駐在の声（JETRO シンガポール知財部 三原部長）

JETRO シンガポール事務所の三原です。2021年7月の着任当初は渡航許可が下りず、東京本部の勤務となり、8月中旬の許可を受けて9月に現地に渡航し、2週間の隔離を経て、晴れて当地での業務を開始しました。写真は隔離中のホテルの部屋から撮ったサーキットのような夜景です。

どこに連れていかれるか分からないと聞いていた中、運よく5つ星ホテルに滞在できましたが、一步も外に出られず、定期的に抗原検査、シンガポール保健省からのアポなし連絡に回答する等、これまで経験のない1日3食弁当生活で、かなりの試練でした。新型コロナの規制ですが、一時期連日3000人以上の新規感染者が出ていたところ、11月下旬（原稿執筆時）の時点では、1500人を下回り落ち着き始め、5人までの対面会合が許可されました。ただ、事務所への出勤も、前日に抗原検査キットで陰性を確認して登録してから出勤することになっています。

業務に関しては、在宅勤務がデフォルトです。居住するシンガポールを含む、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、インドネシアの海側ASEANに加えて、オーストラリア、ニュージーランドを含むオセアニア各国を担当しており、対政府間協力、法令調査、企業支援など知財面において幅広く情報収集、情報発信を行っています。担当地域がいずれも島しょ部ですのでフライトによる移動が欠かせないところですが、現状ではまだオンラインでの対応にならざるを得ません。ASEAN、特にシンガポールは経済活動のハブになっており、シンガポール国内の規制がさらに緩和され、同時に国外との往来ができるようになれば、より詳細な情報収集を重ねていきたいと考えています。



左：シンガポールの様子、右：三原部長

3. 4 インドネシア

(1) 概況

日本からの出願も多い（図9）インドネシアでは、2018年に商標権と著作権に関する税関登録制度が開始され、2019年には全ての出願手続が電子出願に移行されるなど、知財制度の整備が進んでいます。

しかし、後述するように不透明な審査手法に加え、他国に無い特異な法制度導入の動きなど、日本企業が現地に進出する上で障害となるような課題が依然として多く存在しています。

(2) JPOの取組

1) PPHの運用改善

JPOはインドネシア知財総局（DGIP）との間で、2013年からPPHを試行しています。しかし、DGIPにおける審査書類の管理等に不備があり⁽³⁴⁾、PPHを申請しても、インドネシアにおいて審査が早期に行われない状態が続いていました。

そこで、JPOは、現地に駐在しているJICA専門家の協力も得て、PPHの運用改善のサポートを行っています。その効果もあり、PPH申請から登録までの期間は、2014年に約1107日（約3年）を要していたのが、2020年には約195日（約6ヶ月）まで短縮しました⁽³⁵⁾（図10）。なお、2021年1月には、PPHの試

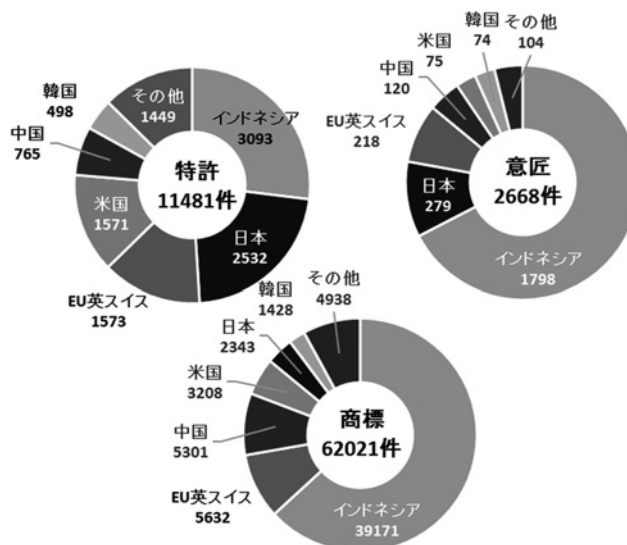


図9 インドネシアにおける出願状況（出願人国籍別）⁽³³⁾

行期間が延長されるとともに、PPH-Mottainai⁽³⁶⁾の利用も始まっております⁽³⁷⁾。

2) 国内実施要件への対応

2016年8月に施行された「インドネシア改正特許法」では、次の規定が盛り込まれました（以下、国内実施要件）。

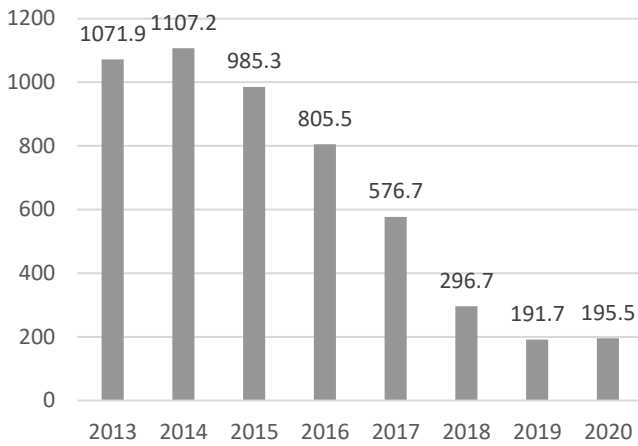


図10 PPH申請から登録までの平均日数

- (ア) 特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う。
 (イ) 当該義務を履行しない場合、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過すると強制実施権付与の対象となるほか、特許取消しの対象になる。

上記の国内実施要件は、インドネシア国内で特許権を実施していない場合に権利取消しの対象となり得ることから、多くの日本企業より懸念の声が上がっていました。また、TRIPS協定第27条との整合性の観点で問題となる可能性もありました。

そこで、日本から働き掛けを行った結果、2018年7月にインドネシア政府から法務人権省大臣令が発付されました。当該大臣令では、インドネシア国内で発明を実施できない特許権者に対し、法務人権省に申請書を提出することで5年間の猶予を求めることが可能（延長も可能）とされました⁽³⁸⁾。さらに、2020年11月には「輸入」と「ライセンス」が実施の範疇に加えられ、国内実施要件に対する一定の改善が見られました⁽³⁹⁾。

なお、国内実施要件を規定している特許法20条については更なる改正が検討されています⁽⁴⁰⁾。JPOは引き続き、本件の状況を注視していく予定です。

3) 審査体制の整備・強化

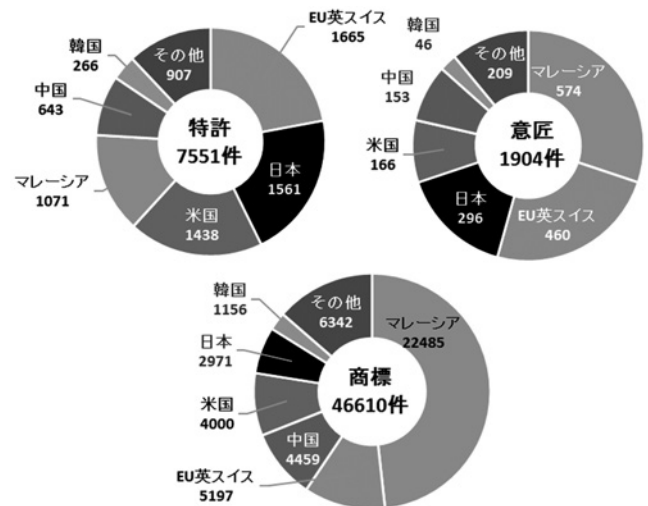
JPOは、DGIPの特許審査官を対象とした特定技術分野の審査手法に関する研修を行っています。2020年は機械と電気分野、2022年1月にはAIと化学分野の審査手法に関する研修を実施しました。

商標についても、JPOからJETROバンコクに出向中の商標審査官を講師としたワークショップを2021年4月に実施しています。

3.5 マレーシア

(1) 概況

日本からの出願も多い（図11）マレーシアでは、2019年12月に改正商標法が施行され、新しい商標（色・音・におい・動き）の出願受理が開始されました。また、2021年12月には、特許異議申立制度の導入等の項目を含む、特許法の改正案が上院で可決されました⁽⁴¹⁾。

図11 マレーシアにおける出願状況（出願人国籍別）⁽⁴²⁾

このように、知財制度の整備が進むマレーシアですが、審査体制の整備・強化が依然として課題となっています。

(2) JPOの取組

JPOは、マレーシア知財公社（MyIPO）の特許審査官を対象とした特定技術分野の審査手法に関する研修を行っています。2019年は化学とICT分野、2020年は自動車と化学分野、2021年はバイオテクノロジーとコンピュータ分野の審査手法に関する研修を実施しました⁽⁴³⁾。この他、新人特許審査官向けの研修も実施しています。



写真7 マレーシアにおける国際研修指導の様子

また、MyIPOの商標審査官を対象とした研修も実施しています。2020年10月には、JPOからJETROバン

現地駐在の声（インドネシア知財総局 西山専門家）

皆様、こんにちは。JPO からインドネシア知財総局（DGIP）に JICA 専門家として派遣されております西山智宏と申します。2021 年 5 月よりジャカルタに派遣され、インドネシアにおける早期かつ品質の高い特許権の付与の実現等のための協力活動を行っております。インドネシアにおける知財制度やその運用の改善を行うことで、ひいてはビジネス・投資環境を整備・改善することを目的としています。

JPO は JICA 技術協力の枠組を用いて DGIP への職員派遣を長年にわたり行ってきています。1994 年に JPO から初めて JICA 専門家が DGIP に派遣され、私は 11 人目の派遣となります。このように 30 年近く掛けて JPO は DGIP と深い信頼関係を築いてきています。

私は DGIP 庁舎内にオフィスを用意していただき業務を行っております。しかしながら、派遣直後の 6 月頃からインドネシアでの新型コロナの感染者数が急激に増加したため、インドネシア政府による制限等により DGIP に出勤することができなくなり、在宅勤務の日々が続きました。その後 9 月頃には新型コロナの状況が大きく改善したため、現在は DGIP に出勤し業務を行うことができるようになりました。

DGIP では「DJKI WORK FROM ANYWHERE ANYTIME」（DJKI は DGIP のインドネシア語表記）を標語に掲げ、現在も在宅勤務を積極的に取り入れています。特許審査官と話をしたところ、DGIP に出勤するのは月数回程度とのことで、普段は自宅からオンラインで出願書類等を入手し審査業務を行っているとのことでした。5 年ほど前には、特定の特許出願書類を見付けるために、特許出願書類の束が積まれた山の中からその書類を探し出す必要があったことを考えると（注 34 参照）、DGIP の急速な変化に驚かされます。

オンライン会議ツールの普及により、日本にいながら外国と会議等を行うことが当たり前になりましたが、現地にいるからこそできるインドネシア側との信頼関係の構築、情報収集等に努め、インドネシア及び日本の双方にとってメリットのある協力活動を実施したいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。



西山専門家

コクに出向中の商標審査官を講師として、新しい商標の審査手法に関するワークショップを開催しました。

なお、マレーシアにおいて特許法改正の検討が行われていた際には、日本における制度の紹介等を通じて、JPO の知見をマレーシアに共有する協力も行いました。

3. 6 フィリピン

(1) 概況

日本からの出願も多い（図 12）フィリピンでは、近年、模倣品対策の強化が進められています。2021 年 3 月には、フィリピン知財庁（IPOP HL）の協力の下に、EC サイトと商標権者による模倣品対策 MOU の署名が行われました⁽⁴⁴⁾。この MOU に基づいて、EC サイトはノーティス・テイクダウンの仕組み（商標権者からの通知を受けて、模倣品・海賊版を提供するサイトを削除）を提供する一方、商標権者は監視を強化し、EC サイトに真正品や侵害品の情報を提供することになります。当該 MOU の効果が注目されています。

また現在、IPOP HL では、オンライン上の模倣品対策権限を強化する法改正も検討されています。当該

法案が成立すると、EC サイトに対する警告通知および遵守命令により、模倣品・海賊版を提供するサイトの削除が IPOP HL によって可能になります。

上記の法改正では、他にも、訴訟のための最低被害額の撤廃や、部分意匠の明文化、仮出願制度の導入などが検討されています。

2021 年 3 月には、JPO と IPOP HL の間で 2012 年から試行してきた PPH が、本格実施に移行されました⁽⁴⁶⁾。本格実施への移行と併せて、IPOP HL が作成

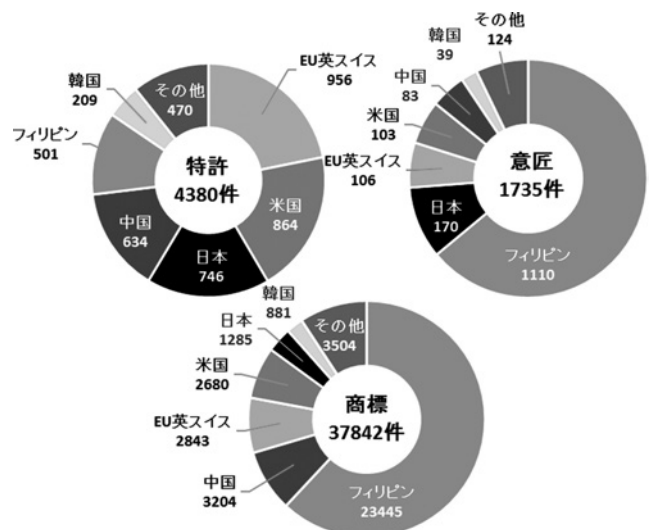


図 12 フィリピンにおける出願状況（出願人国籍別）⁽⁴⁵⁾

現地駐在の声 (ERIA 研究・政策部 原部長)

ERIA で研究・政策部長をしている原と申します。まず ERIA について簡単に紹介しますと、ERIA は、東アジアの経済統合に資する政策研究および政策提言活動を実施することを目的として、東アジア 16 カ国の首脳の合意に基づき、2008 年にインドネシア・ジャカルタに設立された国際機関になります。

ERIA は ASEAN 事務局、東アジア 16 カ国の研究機関と密接に連携しながら、国際シンクタンクとして政策研究を行い、東アジアサミットや ASEAN サミット、経済閣僚会議等を通じて各国首脳・閣僚らに対し、政策研究の成果を踏まえた政策提言を実施するなど将来の東アジア共同体の構築に向けた知的貢献とシェルパ国際機関の機能を果たしています。ペンシルバニア大学が実施している 2019 年の世界シンクタンクランキングでは ERIA は国際経済学の分野において世界 13 位（東南アジアでは第 1 位）にランキングされています。また、知財分野においても、域内の出願動向の分析研究や、AI 等先端技術分野に関する特許審査の調査分析等を実施しています。

ERIA は、ASEAN 各国を中心とした 20 名以上のエコノミストと、現地スタッフを合わせて 100 名の職員が在籍し、ASEAN の経済発展とそこへ進出する日本企業の円滑な企業活動を支援すべく、クオリティの高い経済分析・調査研究を日々行っています。



ERIA 原部長

した国際段階成果物 (ISA 見解書, IPEA 見解書等) を利用して日本に PCT-PPH 申請を行うことも可能となりました。

このように、知財制度の整備を積極的に進めているフィリピンですが、他の ASEAN 各国と同様に審査体制の整備・強化の面で課題が残されています。

(2) JPO の取組

JPO は、IPOP HL の特許審査官を対象とした特定技術分野の審査手法に関する研修を行っています。2019 年は高分子分野、2021 年は AI 分野の審査手法に関する研修を実施しました。

また、2021 年 6 月には、IPOP HL の意匠審査官等を対象とする研修を開催し、意匠の類否判断や先行意匠調査手法に関する JPO の知見を共有しました⁽⁴⁷⁾。

商標においても、JETRO バンコクに JPO から出向中の商標審査官を講師とするワークショップを 2021 年 3 月と 11 月に開催し、新しい商標に対する審査ノウハウや品質管理手法についての知見を IPOP HL に共有しています。



写真 8 フィリピンにおける意匠分野の研修の様子

3. 7 その他

JPO は、タイ、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、及びフィリピン以外の ASEAN 諸国との間でも、様々な協力を行っています。その一つとして CPG (Cooperation for facilitating Patent Grant, 特許の付与円滑化に関する協力) が挙げられます。

CPG とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する海外出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知財庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みです⁽⁴⁸⁾。これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、JPO の審査結果を利用して迅速に特許を取得することが可能となります。JPO は本協力を、2016 年 7 月からカンボジア工業科学技術イノベーション省 (MISTI)、⁽⁴⁷⁾ 2016 年 11 月からラオス知財局 (DIP) との間で開始しています。

また、2017 年 10 月には、ブルネイ知財庁 (BruIPO) との間で、特許審査ハイウェイ・プラス (PPH プラス) を開始しています⁽⁴⁹⁾。この枠組みは、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利をブルネイにおいて迅速に取得可能とするものです。

4. 最後に

本稿では、ASEAN における知財制度や運用体制の整備状況と各種課題、当該課題に対する JPO の最近の取組について概要を紹介しました。

ASEAN の多くの国々は、今でも知財制度や運用体

制の整備が発展途上にあり、引き続き、日本からの協力を必要としているものの、これらの国々では知財に携わる人材の育成が着実に実を結びつつあります。例えば、2021年10月に最高裁判所、知財高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットの共催で開催された国際知財司法シンポジウム2021では、ASEAN各国の知財庁や税関の職員が多く登壇し、日中韓の実務者との間で充実したパネルディスカッションが展開されました⁽⁵⁰⁾。

今後、ASEANの知財関係者がこのようなイベントで登壇する機会も増えていくことでしょう。今後も知財分野におけるASEANの発展に目が離せません。



写真9 国際知財司法シンポジウム2021の様子

(注)

- (1) 経済産業省, “海外事業活動基本調査結果概要”, <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>
- (2) 国際機関日本アセアンセンター, <https://www.asean.or.jp/ja/tourism/worldheritage/>
- (3) 財務省貿易統計, <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>
- (4) 国際協力銀行, “2021年度海外直接投資アンケート調査”, <https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html>
- (5) ASEAN Secretariat, “ASEAN hits historic milestone with signing of RCEP”, <https://rcepsec.org/2020/11/26/asean-hits-historic-milestone-with-signing-of-rcep/>
- (6) ASEAN Secretariat, “ASEAN IP Portal”, <https://www.aseanip.org/Resources/ASEAN-IPR-Action-Plan-2016-2025>
- (7) WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (8) 外務省, “第24回日ASEAN首脳会議”, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100252931.pdf>
- (9) 経済産業省, “日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることに合意しました”, <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200709001/20200709001.html>
- (10) JPO, “第1回日ASEAN特許専門家会合を開催しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html>
- (11) JPO, “第2回日ASEAN特許専門家会合でAI関連発明の議論が行われました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202109/2021092101.html>

- (12) ERIA, “Research on Patent Examination Practices for Emerging Technologies in ASEAN Member States”, <https://www.eria.org/publications/research-on-patent-examination-practices-for-emerging-technologies-in-asean-member-states/>
- (13) JPO, “第11回日ASEAN特許庁長官会合の結果について”, <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2021.html>
- (14) JPO, “ASEAN IPアカデミーの初回の研修としてJPOが特許審査のトレーナー育成研修を提供しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202111/2021110801.html>
- (15) JETRO バンコク事務所, “タイにおける特許法改正案(意匠パート含む)に対するパブリックコメントの募集について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/asia/2020/th/20201007.pdf
- (16) 2019年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (17) JETRO バンコク事務所, “タイにおけるインターネット上での知的財産権の保護に関するMOUの締結について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/asia/2021/th/20210115.pdf
- (18) 本MOUに参加している権利者の数は2022年1月時点で約20。
- (19) JETRO バンコク事務所, “商標出願のファーストアクションファストトラックによる審査結果の通知について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/asia/2021/th/20210423_2.pdf
- (20) 所定の要件は、次の3要件
 - (1) 指定商品/役務数の合計が10点を超えないこと。
 - (2) タイ知的財産局ウェブサイト (<https://tmsearch.ipthailand.go.t>) から指定商品/役務を選択すること。
 - (3) 補正手続、譲渡手続、識別性を証明する証拠資料の提出手続がないこと。前述の手続がなされた場合、登録官は通常通り審査を進める。
- (21) JETRO バンコク事務所, “ベトナム国家知的財産戦略(Decision No.1068/QD-TTg)について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/asia/2019/vn/20190911.pdf
- (22) Global Innovation Index, <https://www.globalinnovationindex.org/home>
- (23) JETRO バンコク事務所, “ベトナムにおける知的財産法改正について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/asia/2021/vn/20210217.pdf
- (24) 2019年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (25) JPO, “ベトナム特許審査官にAI分野の審査実務研修を実施しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202112/2021120301.html>
- (26) JICA, “ベトナム向け技術協力プロジェクト討議議事録の署名:工業所有権の審査能力の強化を支援”, https://www.jica.go.jp/press/2020/20201124_20.html
- (27) JPO, “ベトナム市場管理総局と模倣品対策の協力覚書を締結しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202104/2021040901.html>

- (28) IPOS, “singapore-ip-strategy-2030”, <https://www.ipos.gov.sg/manage-ip/singapore-ip-strategy-2030>
- (29) ASPEC は、ASEAN 各国の特許庁間で特許調査及び審査結果を共有することにより業務の効率化を図る制度。
- (30) 2019 年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (31) JPO, “IP Week において森長官が企業成長支援の取組に関する基調講演を行いました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202108/2021082601.html>
- (32) JPO, “IP Week において環境分野における知財活用方法について議論を行いました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202108/2021083101.html>
- (33) 2019 年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (34) 加藤, “「けもの道」を「ハイウェイ」に～インドネシア知的財産総局 (DGIP) への PPH 専門家派遣プロジェクト～”, 特技懇第 283 号, <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/283/283tokusyu3.pdf>
- (35) JETRO シンガポール事務所調査
- (36) PPH-Mottainai は、最先の出願がどの庁に行われたかによらず PPH を利用できるスキーム
- (37) JPO, “日インドネシア特許審査ハイウェイ試行プログラムについて”, https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html
- (38) 2021 年 2 月に廃止
- (39) JETRO シンガポール事務所, “インドネシアにおける雇用創出オムニバス法の公布・施行について”, https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnnews/asia/2020/idn/20201119.pdf
- (40) DGIP, <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-sosialisasikan-rancangan-revisi-undang-undang-paten-kepada-stakeholder-terkiat?kategori=liputan-humas>
- (41) MyIPO, “DEWAN NEGARA PASSED THREE BILLS; PATENT (AMENDMENT) BILL 2021, THE COPYRIGHT (AMENDMENT) BILL 2021 AND THE GEOGRAPHICAL INDICATIONS BILL 2021”, <https://www.myipo.gov.my/en/dewan-negara-passed-three-patent-amendment-bill-2021-the-copyright-amendment-bill-2021-and-the-geographical-indications-bill-2021/>
- (42) 2019 年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (43) JPO, “MyIPO 特許審査官に特定技術分野の審査実務研修を実施しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202107/2021072801.html>
- (44) IPOPHL, “Lazada, Shopee and IP right holders band together in fight vs. rising online counterfeiting, piracy”, <https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/>
- (45) 2019 年出願件数, WIPO IP Statistics Data Center より作成
- (46) JPO, “日フィリピン特許審査ハイウェイについて”, https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_philippine_highway.html
- (47) JPO, “フィリピン知的財産庁に意匠の研修を実施しました”, <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202106/2021061801.html>
- (48) JPO, “特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について”, <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>
- (49) JPO, “特許審査ハイウェイ・プラス (PPH プラス) ガイドラインについて”, https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html
- (50) JPO, “国際知財司法シンポジウム 2021～アジアにおける知的財産紛争解決～”, <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2021.html>

(原稿受領 2022.1.21)